

# 第20回 勢田川等水面利用対策協議会



昭和 50 年



平成 20 年



令和 2 年

令和 7 年 2 月 7 日

# 勢田川等水面利用対策協議会による不法係留船対策の取組

## ▼不法係留船が引き起こす問題

不法係留船は、日常の管理が不十分であることが多く様々な面で問題を引き起こすおそれがあります。

- ①洪水時の流下阻害
- ②船舶が流出した場合の護岸等他の施設への損傷
- ③津波や高潮により船舶が護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害
- ④油漏れによる水質事故
- ⑤他の水面利用者の自由使用の妨げ
- ⑥騒音、ゴミの不法投棄等による周辺住民の生活環境の悪化を招く など



台風により護岸へ乗上げた不法係留船  
(平成21年10月伊勢市通町)



老朽化した不法係留船沈没による油流出  
(平成22年5月伊勢市田尻町)

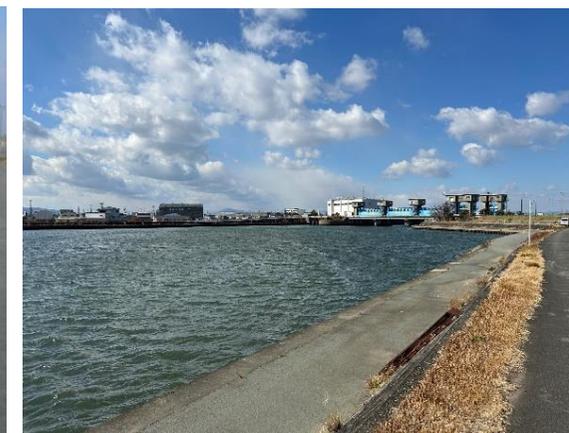
## ▼勢田川等水面利用対策協議会の設立とこれまでの取組

勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港には、**951**隻（平成22年1月時点）の不法係留船が無秩序に係留されていました。そこで平成21年11月に地域住民の代表者や漁業関係者、行政が中心となり『勢田川等水面利用対策協議会』を設立し、不法係留船対策を進めてきました。これまでの取組により、不法係留船は**47**隻（令和6年12月時点）まで減少しました。今後も不法係留船ゼロを目指し、引き続き取組を進めていきます。

★勢田川不法係留船舶減少の状況（伊勢市一色町地先）



平成21年11月時点



令和7年1月時点

# 当初からの協議事項

## 協議会の協議事項

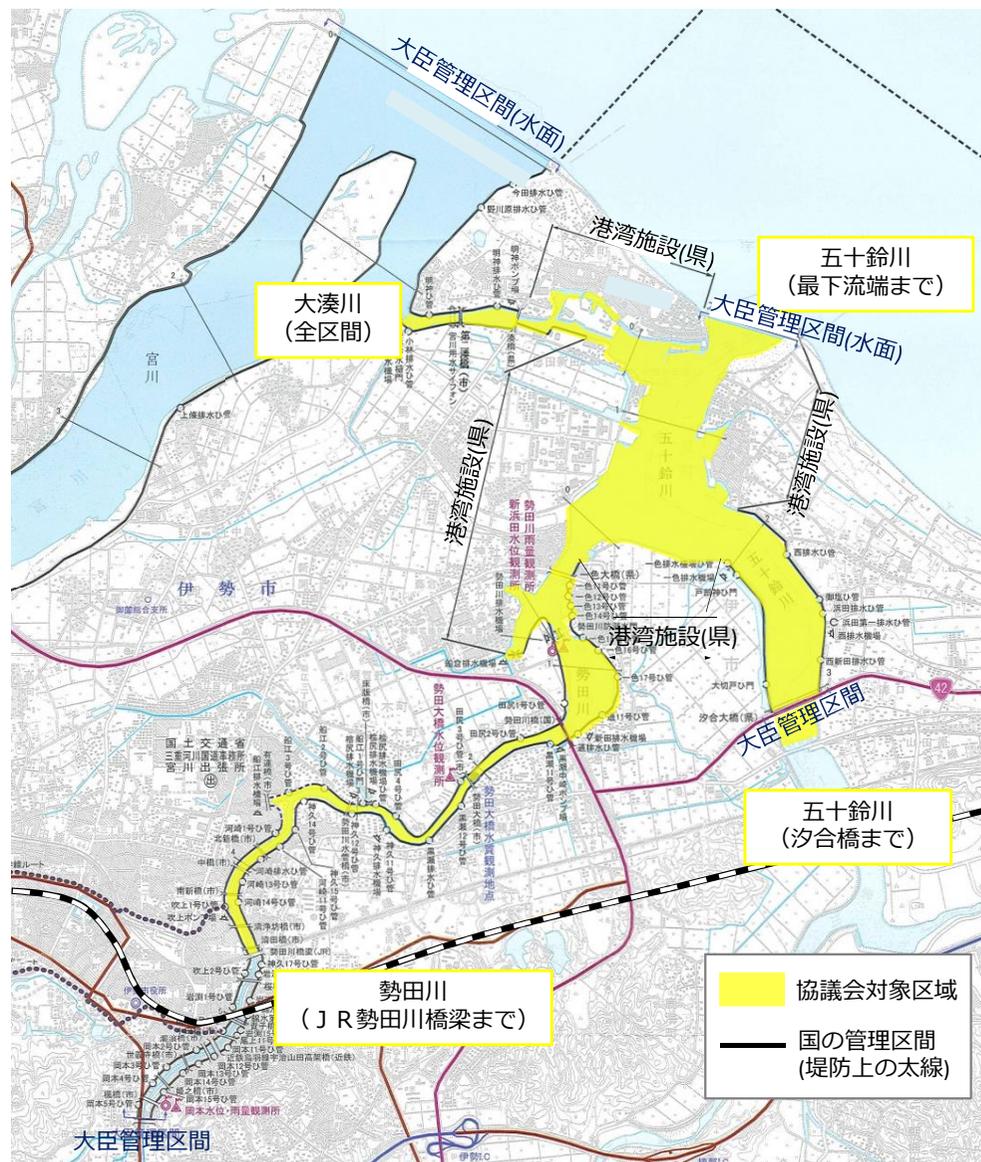
### ▼協議会において協議・検討していく基本事項（10項目）

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置 ※
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設（確保増の取組強化等） ※
- ⑧ 重点的撤去区域の設定（河川）
- ⑨ 放置等禁止区域の指定（港湾） ※
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

※は今後の重点実施事項

### ▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



# 報告事項 | 協議会の取り組み

## ▼ 第8回から第17回協議会まで

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、国土交通省及び水産庁により平成25年5月に策定された「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（以下、推進計画）に合わせて、不法係留船の減少対策を講じてきましたが、解決には至っておりません。

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画 国土交通省

□推進計画の概要

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

□推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組むやすい環境を整備。

□目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策  
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進  
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知  
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

□ロードマップ

・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める

平成(年度) 22 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

● 全国実態調査 ● 全国実態調査 ● 全国実態調査 ● 全国実態調査 ● 全国実態調査 (最終評価)

○ (中間評価) ○ (中間評価)

第1フェーズ 第2フェーズ 第3フェーズ

地域レベル 地域における法的規制・計画の作成・実施 計画の実施(必要に応じて、中間的に評価の見直し)

全国レベル 先進事例の活用・活用、推進計画の中間評価・見直し、全国実態調査の実施

## ▼ 第18回協議会の決定事項

- ◆提案された係留希望場所（防潮水門下流左岸及び一色大橋上流左岸）は不承認となり、提案者に対して是正指導を行っていく。
- ◆係留候補地（2箇所）の占用主体設立に向け調整していく。
- ◆新たな係留場所の確保については、その都度協議会に諮る。

## ▼ 第19回協議会の承認事項

書面決議において、協議書各報告事項及び規約改正（構成員の変更）が承認された。

### 令和6年度までの総括

推進計画がスタートした平成25年の881隻から、令和6年12月には47隻と、約1/20まで減少しました。主な要因としては、既存係留施設の管理者の決定（占用許可による適正な係留場所の確保）や、所有者不明船の強制撤去、自主撤去を促す対策等を推進してきた結果によるものです。

# 報告事項

## 係留場所の確保：係留が認められる施設



1 (占用済)

ゴーリキ  
マリンヴィレッジ



2 (占用済)

大湊川(北側流路)



3 (占用済)

マリーナ伊勢



4 [候補地]

大湊川  
(五十鈴川合流点側)



5 (占用済)

今一色漁港区



11 (占用済)

神社港 (海の駅)



10 (占用済)

一色大橋下流左岸



9 (占用済)

防潮水門下流左岸



12 (占用済)

プレア



6 [候補地]

一色町物揚場施設



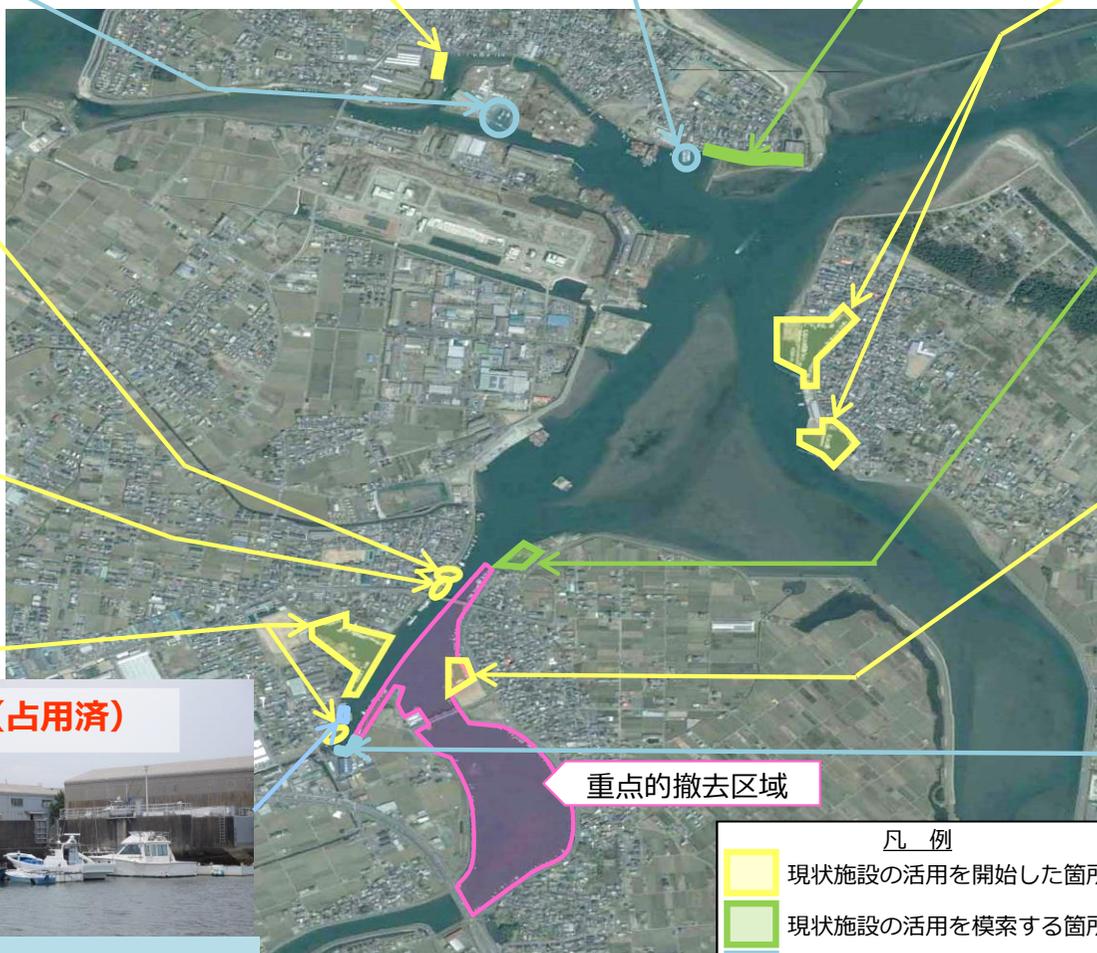
7 (占用済)

一色町地先船溜まり



8 (占用済)

秀英工業



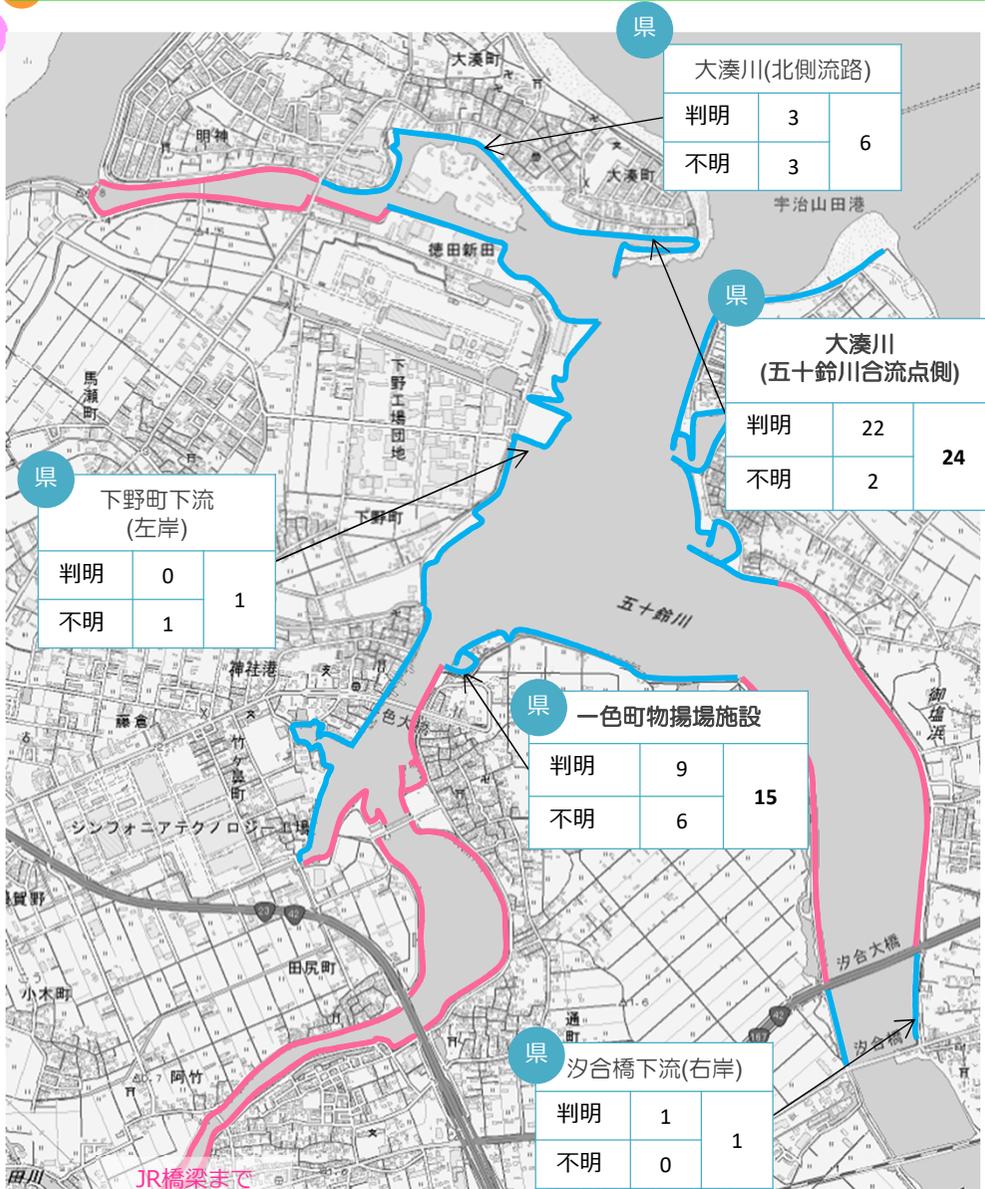
重点的撤去区域

### 凡例

- 現状施設の活用を開始した箇所
- 現状施設の活用を模索する箇所
- 民間事業者を活用する箇所

# 報告事項 | 不法係留船舶実態調査

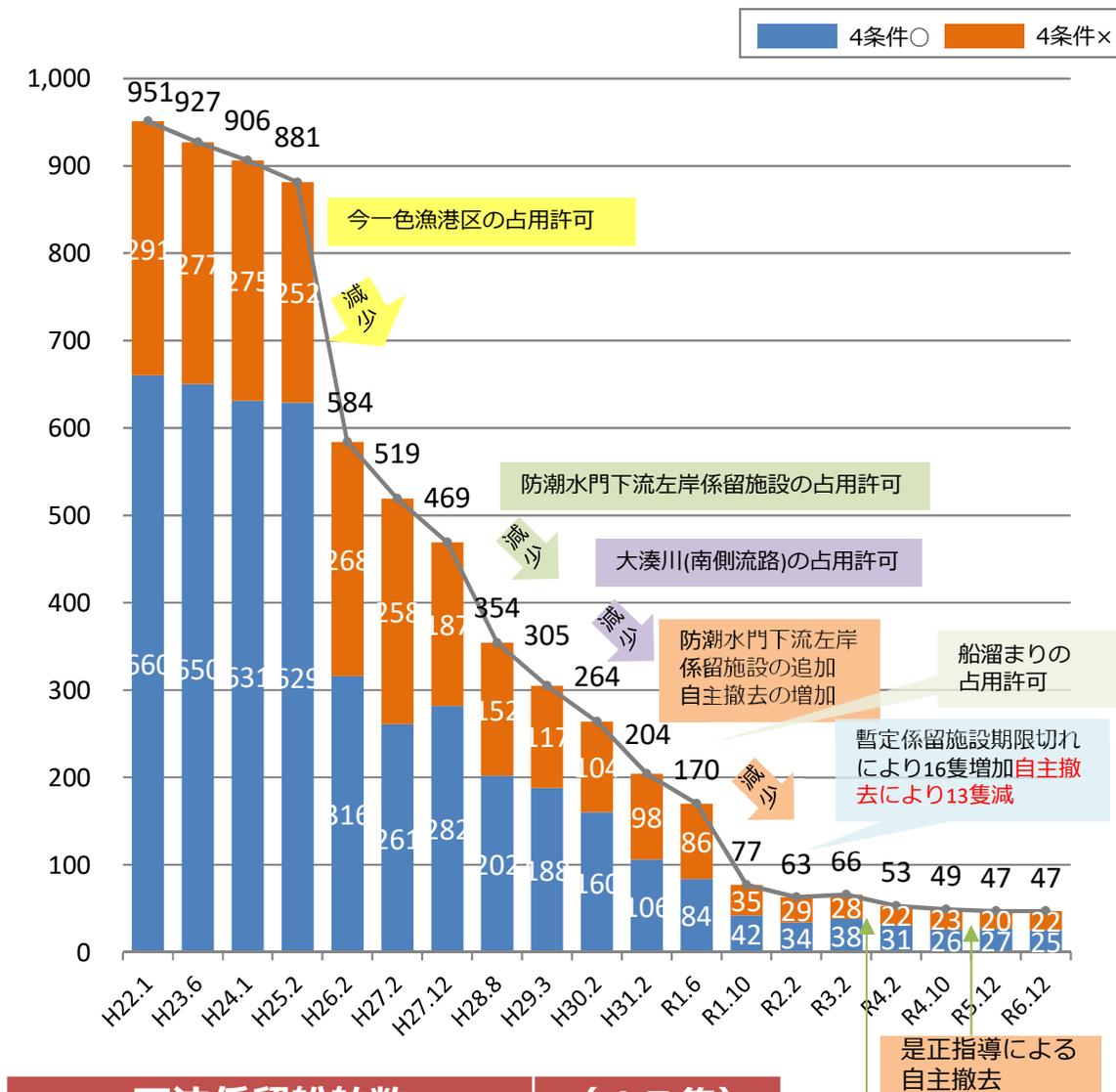
## ▼令和6年12月時点（47隻）



凡例  
— 協議会対象区域における国管理区間  
— 協議会対象区域における県管理区間

※一時係留船舶は除く

## ▼不法係留船舶数の変動（H22～R6）



<b>不法係留船舶数</b>	<b>(47隻)</b>
4条件O	(25隻)
4条件X	(22隻)

一色大橋右岸上下流にて行政代執行を前提とした撤去指導による減

# 報告事項 | 係留対象船舶数について



## ▼ 現在の状況（令和6年12月時点）

### 係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占有状況	施設名		数
		施設名	備考	
現状施設	占用済	⑤今一色漁港区	※基本的に漁船のみ	0
		⑨防潮水門下流（左岸）		0
		⑩一色大橋下流（左岸）		0
		②大湊川北側流路	※基本的に漁船のみ	1
		⑪神社港（海の駅）		0
		⑦一色町地先船溜まり		0
	未占用	(④大湊川（五十鈴川合流点）)		(35)
(⑥一色町物揚場施設)			(5)	
小計				1
民間マリーナ	①ゴーリキ		6	
	③マリーナ伊勢		3	
	⑧秀英工業		0	
	⑫株式会社プレア		0	
	小計			
合計				10

課題有り

### 係留総船舶数（実際の係留数）（47隻）

内訳	4条件○	(25隻)
	4条件×	(22隻)

#### 受け皿施設への対象船舶とする4条件

- ①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）
- ②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

依然として、係留数に対して空き状況が不足している状況が続いている。

※直近の確認時における数であり、現状とは異なる可能性があります。

## ▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



（港湾法）  
**第三十七条の十一** 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（略）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



凡例

■ 放置等禁止区域に指定済み

■ 占用許可予定状況を鑑み放置等禁止区域の指定を検討します

# 報告事項 | 広報関係

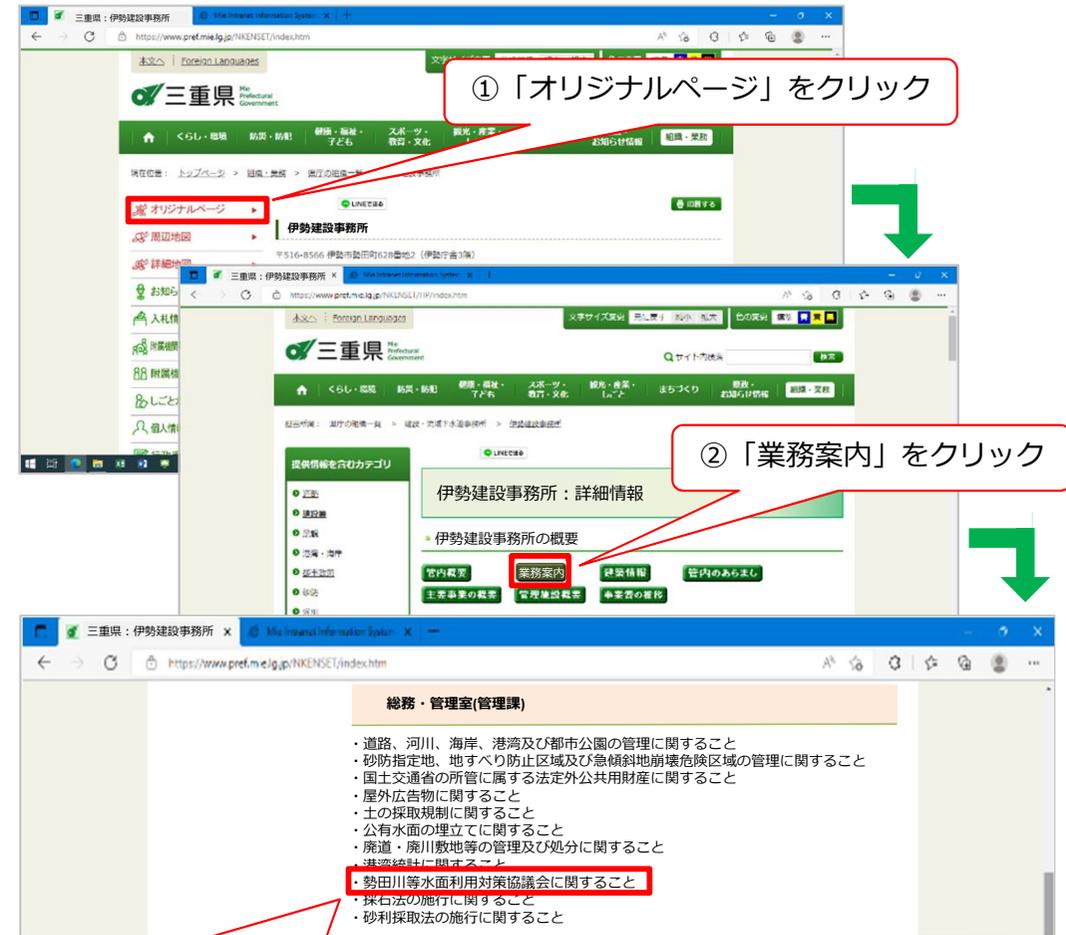
## ▼ホームページ・マスコミ報道

三重河川国道事務所及び三重県伊勢建設事務所のホームページに協議会の活動（お知らせや開催結果）を随時掲載し、マスコミに投げ込み

三重河川国道事務所ホームページ



三重県伊勢建設事務所ホームページ



③ 「勢田川等水面利用対策協議会に関すること」をクリック

令和3年12月16日 中日新聞 19面 三重総合版



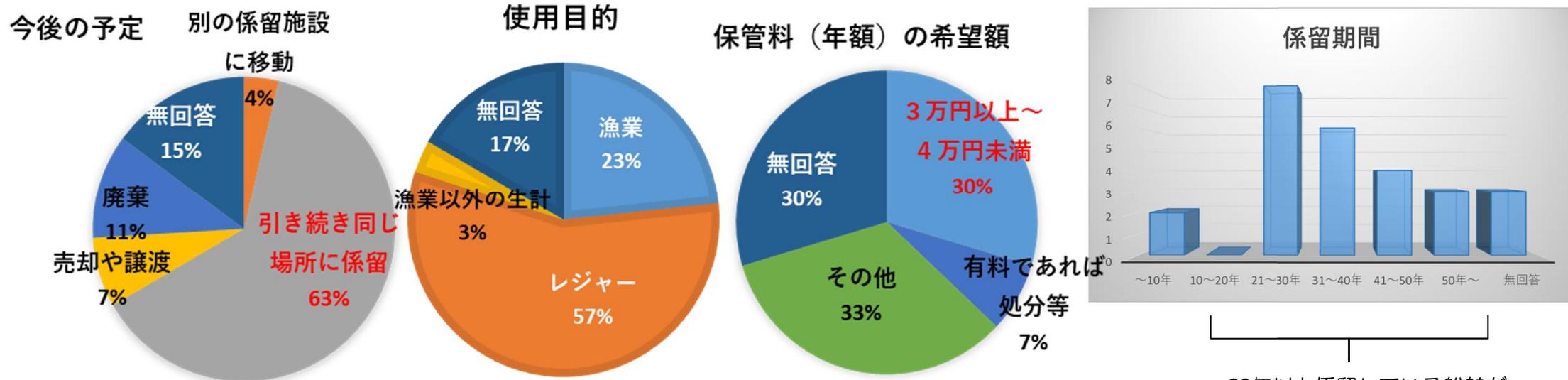
# 報告事項 | 不法係留船舶所有者対象アンケートの実施

## ▼所有者アンケートの実施

令和5年12月時点において不法係留している船舶所有者に対し、平成30年以来となる「所有者アンケート」を実施しました。現在の係留状況の確認、今後の船舶の保有や移動等の意向把握、船舶に係留施設に保管することになった場合適切と考える保管料等を調査することで、係留施設管理者（占有者）の公募をする際の参考として情報収集することを目的としています。また、アンケートには、過去からの協議会の取組みや、不法係留船の減少という成果等を明記し、是正指導としての効果も狙っています。

### アンケート実施結果（ ）内は隻数ベース

対象者：33名（39隻） 回答あり：21名（27隻） 回収率：63%（69%）



20年以上係留している船舶が全体の約80%を占めている

アンケートでは以下の項目について確認しました

- ・所有者（使用者）、船舶登録番号及び船籍港
- ・船舶の使用目的
- ・係留場所の確認
- ・係留開始時期
- ・今後の船舶の保有予定（移動、売却・廃棄・引き続き現地で係留）
- ・移動予定者を対象に移動可能範囲の確認
- ・適切と考える保管料

長期間の係留実態があり、係留施設への移動に消極的な姿勢。適切な保管料については、対象者のうち約3割が3万～4万の保管料を希望している

# 報告事項 | 係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去（県管理区間）

## ▼港湾区域における所有者不明船（廃船）の撤去（前回以降の主な実績）



河口付近放置船2隻【令和6年3月に撤去完了】



下野町の放置船1隻【令和7年3月までに撤去予定】

引き続き調査を実施し、港湾施設への影響等を踏まえ必要に応じて順次撤去を検討していきます。



凡例 → — 協議会対象区域における国管理区間 — 協議会対象区域における県管理区間

▼現況：第18回協議会で係留場所として不承認となった一色大橋上流左岸の栈橋が未だ撤去されていない。

### 経緯と対応方針

栈橋の所有者の調査をしたが、特定には至らず、栈橋の管理者を名乗る人物に対しては今年度も複数回面談して撤去指導を行いました。

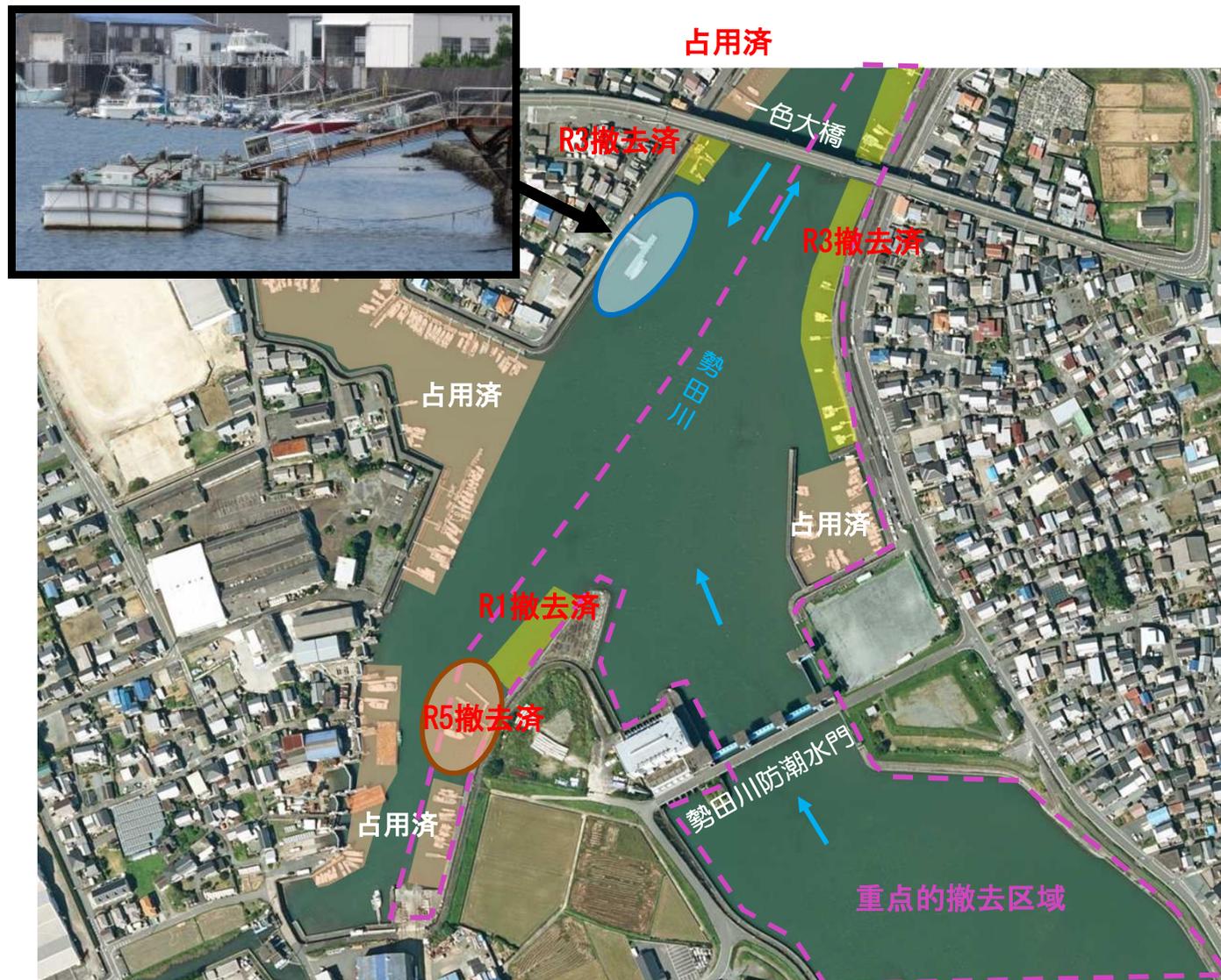
管理者からは、移動して別の場所で使用する旨回答を得ております。今後確実に履行されるよう、引き続き撤去指導を強化して、完全撤去を目指します。

#### 撤去状況の確認及び移動要請

※対面指導に基づき自主撤去を促す

注意書送付・警告書送付

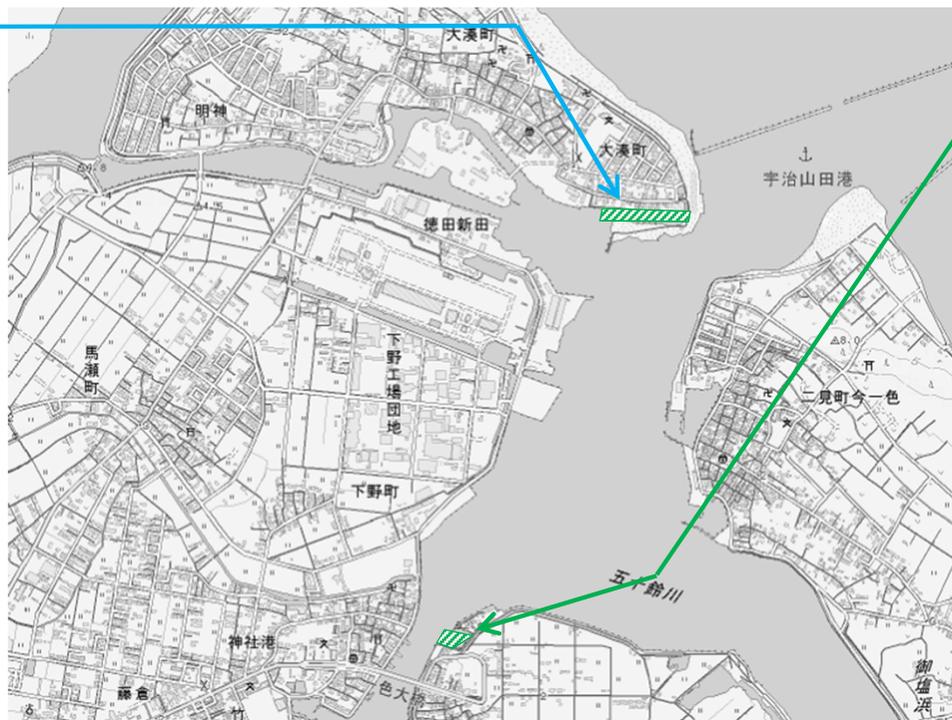
指示書交付





## ▼ 占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所【候補地④⑥】

④大湊川(五十鈴川合流点側)



凡例  占用主体決定に向け手続きを進める箇所

⑥一色町物揚場施設



公募手続き等により占用主体（管理者）の募集に向け進めていく

※課題解消は応募者が行うことを条件とする。

占用主体（管理者）が決定しない場合は、移動要請を行う。

【課題】 ④大湊川(五十鈴川合流点側)

**アクセス通路及び駐車場の確保が必要**

→行政での整備不可（公募要件とすることを検討）

【課題】 ⑥一色町物揚場施設

**水深が浅く浚渫が必要**

→行政での浚渫不可（調整困難）

## ▼不法係留船の減少

平成27年度から「5年で解決」を目標に対策を推進してきましたが解決には至らず、令和元年度に目標の延長を行い、あらためて令和4年度から3年をかけて係留場所の確保増と係留対象船のゼロを目標に対策を推進してきましたが解決に至っていません。

### 令和7年度以降の目標

令和6年3月に国土交通省・水産庁から「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」が示され、地域にとって支障となる不法係留船（放置艇）については、概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むことを目指すことが謳われています。当協議会においては、方向性で示されたロードマップに準拠し [ I .係留場所の確保増 ] と [ II .係留対象船の減 ] の対策を計画的に推進し、現在までの進捗を踏まえ、令和9年度までに“不法係留船ゼロ”を目指します。

## ▼ 令和7年以降の取り組みポイント

### I . 係留場所の確保増

- ・ 現状施設の活用
- ・ 新たな係留場所の模索
- ・ 民間マリーナの活用（占用エリアの拡大）
- ・ 係留船舶実態調査

### II . 係留対象船の減

- ・ 対面指導
- ・ 注意、警告書送付
- ・ 現地へ警告看板設置
- ・ 所有者不明船の撤去（簡易代執行）
- ・ 指示書交付
- ↓
- ・ 監督処分
- ↓
- ・ 行政代執行

### 三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性 概要版

#### 目標

すべての放置艇の解消の最終的な目標は堅持しつつ、**地域にとって支障となる放置艇については、概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むこと**を目指す。

#### 放置艇対策の実効性を高めるための3つの視点

**視点1**  
各水域が所在する地域の実情を踏まえた対策の推進

地域によって放置艇を巡る状況に差異

▼

・ハード・ソフト両面でのきめ細やかな対策の実施  
・ノウハウ・知識の共有・伝承

**視点2**  
水域管理者の管轄を越えた広域的な連携の推進

【広域連携の範囲（例）】

隣接する都道府県単位

**視点3**  
官民の緊密な連携の推進

日常的な管理に要する行政コストの低減が必要

▼

マリーナや漁業協同組合といった民間事業者の参画のための環境整備

#### 具体的対策

1. 係留・保管能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 1 既存の係留・保管施設の収容余力の活用</li> <li>1. 2 管理上支障のない水域の有効活用</li> <li>1. 3 国の支援制度の有効活用（係留・保管施設整備）</li> </ul>
2. 効果的な規制措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 1 放置等禁止区域等の指定の拡充</li> <li>2. 2 所有者情報の把握</li> <li>2. 3 所有者による係留・保管場所確保に向けた指導・啓発</li> <li>2. 4 罰則規定の周知徹底</li> </ul>
3. 水域管理者等による監督の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 1 行政代執行・簡易代執行の適切な実施</li> <li>3. 2 廃棄物としての撤去処分の推進</li> <li>3. 3 沈船を未然に防ぐための迅速な対応</li> <li>3. 4 F R P 船リサイクルシステムの利用促進</li> <li>3. 5 国の支援制度の有効活用（沈没船処理）</li> </ul>
4. 放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 1 関係機関が連携した普及活動の充実</li> <li>4. 2 日常的な放置艇対策への関係者の協力の周知</li> <li>4. 3 海洋教育等を適した対策の周知</li> </ul>
5. 広域的な対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 1 水域を越えた対応</li> <li>5. 2 都道府県の枠を越えた対応</li> </ul>

#### ロードマップ

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
全国実態調査	放置艇対策の今後の方向性の検討			全国実態調査	進捗評価			全国実態調査	進捗評価			全国実態調査	達成度評価
広域的な連携による放置艇対策の推進（それぞれの地域事情を踏まえて実施）													
										新たな放置艇を防ぐ予防的措置の拡充			

# 協議・検討事項 | スケジュール

